



Washington D.C. Political and Economic Report

Tomoyuki Oku 奥 智之
ワシントン駐在員事務所 所長
(202)463-0477, toku@us.mufg.jp

2007年9月5日

ワシントン情報 (2007 / No.39)

米印原子力協定にみる米国の対インド政策の転換

7月27日、米国およびインドは民生用原子力協力に向けた交渉を終結し、米印原子力協定を締結したとの声明を発表。1974年にインドが核実験を行って以来30年間、米国は核拡散防止条約(NPT)に加盟しないインドとの原子力協力を禁止してきた。しかし、ブッシュ大統領は2005年7月にこれまでの方針を転換し、インドのシン首相との間で原子力協力に向けて交渉を開始することで合意。その後2年にわたって行われた米インド間の交渉がようやくまとまり、2007年7月、米国の対インド政策は大きな転機を迎えた。今後、原子力供給グループ(NSG)からの同意、インドによる国際原子力機関(IAEA)の査察への協力、さらに米国議会での承認が必要とされる。NSG加盟国、米国議会およびインド議会がどこまで協定に歩み寄れるか——今後も激しい議論が続くことが予想される。

<これまでの経緯>

1974年にインドが核実験を行って以来、米国はインドとの原子力協力を全面的に停止。1975年に原子力供給国グループ(NSG)(世界の主要45カ国が加盟)を設立し、原子力関連資機材・技術を非核兵器国へ移転する場合、当該非核兵器国政府がIAEAとの間で包括的保障措置協定を発効させていることを条件付けた。これは核技術の軍事転用を防止するための保障措置(Safeguard)である。また、1996年には全世界での核実験禁止を目指した包括的核実験禁止条約(CTBT)を成立させた。インドを含むNPTおよびCTBTに加盟しない国への原子力協力を禁止してきたため、インドはこれまで30年間米国だけでなくどの国からも核技術を購入できなかった。

ところが、2005年7月、ブッシュ大統領はこれまでの方針を転換し、原子力協力を再開することでインドのシン首相と基本合意に達した。また、2006年にはインドとの原子力協力を可能にするため、ヘンリー・ハイド米印平和利用原子力協力法を成立させた。そして、2007年7月に米印原子力協力協定を締結。同協定は米国がインドに大幅な譲歩を行った形で最終段階を迎えた。

ブッシュ大統領がこれまでの方針を転換し、インドとの原子力協定に至った背景には、1) 2001年の同時多発テロによって、インドおよびパキスタンとの協力が必要となった、2) アジアにおいて中国に対抗するためインドを戦略的パートナーとする、3) 高度成長を遂げるインドのアメリカ経済へのプラス面における影響、4) パキスタンを核実験成功へ導いたカ

ーン博士が「核の闇市場」を構築したのとは異なり、インドは核技術・核兵器を開発してきたが、他国に売ることにはなかった、さらに5) インドが南アジア最大の民主主義国であることを米国が評価したという点が挙げられる。結果、米国は従来の核不拡散政策よりも実益を優先させたことになる。

図表 1：米印原子力協定に至るまでの経緯

1968年	インド、署名開放された核拡散防止条約（NPT）への加盟を拒否
1974年5月18日	インド初の地下核実験を行う
1978年3月10日	米国核不拡散法制定 インドとの原子力協力を中止
1998年5月11～13日	パキスタンによる弾道ミサイルの発射実験に対抗し、インドは計5回の地下核実験を行う
2005年7月18日	ブッシュ大統領とシン首相が原子力協力推進に合意に向けて交渉を開始する声明を発表
2006年3月2日	ブッシュ大統領とシン首相が原子力協力合意を含めた戦略パートナーシップの構築合意の共同声明発表
2006年12月18日	米国にてヘンリー・ハイド米印平和利用原子力協力法が成立
2007年7月27日	米国・インド間で原子力協定を締結

出典：US News and World Report

<米印原子力協定概要>

米印原子力協定は、米国とインドとの間での核燃料および核関連技術の移転を始めることを基本内容としている。概要は以下¹の通り。

- インドによる核燃料の戦略備蓄を支援する
- IAEA の査察体制下に置かれる施設に限り、インドによる使用済み燃料の再処理を容認する
- 両国は特定の状況下で協力を停止し、移転した物資などの返還を求める権利を持つ
- しかし、インドが万が一核実験を行い、米国が直接的な協力を停止する場合でも、米国は（第三カ国からの）インドの核燃料確保を支援する
- 民生用原子力物資および設備に適切な保障措置を設ける、また協定で認められた原子力品目は平和目的のみに使用する

<協定実施に向けた今後の展開>

米印原子力協定を実施するためには、今後、1) インドと IAEA 間の査察協力協定締結、2) NSG ガイドラインの変更、および3) 米国議会での承認が必要である。

NSG 加盟諸国は IAEA の包括的保障措置を受けることを規定しているが、インドはこれを拒否。民生用原子炉 22 基のうち 14 基を IAEA の保障措置下に置くことのみを認めた。

¹ US Department of State. Fact Sheet. “US-India Civil Nuclear Cooperation Initiative.” July 27, 2007.

<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/89552.htm>

Washington D.C. Representative Office



さらに、NSG の現行ガイドラインでは、NSG に加盟している諸国は、NPT へ加盟せず、IAEA の包括的保障措置を受け入れていない国（インドはこれに当てはまる）との貿易を制限している。すなわち、インドへ原子力協力を行うためには、NSG のガイドラインを加盟諸国全員の賛成によって修正する必要がある。以上の 2 点から、いかにインドとの協定が特別扱いされているかがわかる。

その後、米国議会での審議が始まるが、今回締結された原子力協定が、2006 年 12 月に成立したヘンリー・ハイド法に遵守しているかが検討される。例えば同法は、軍事転用可能な原子力技術（ウラン濃縮等）のインドへの移転を禁止しており、専門家たちは原子力協定がこの点について明記しているのかどうか危惧している。

1974 年のインド核実験では IAEA 保障措置下にあるカナダ製研究用原子炉から得た使用済み燃料を再処理して得たプルトニウムが使用された。米印原子力協定は、インドへ移転された原子力物質・核技術を平和利用目的のみに使用するよう規定しているが、過去の例があるだけにどこまでインドを信頼できるかが疑問が残る。

また、NPT に加盟しない国との原子力協力を禁止してきた米国が、インドを例外措置に認めるということは、核拡散防止体制全体が揺らぐ恐れがあり、さらにパキスタンや北朝鮮を刺激しかねない。すでにパキスタンは今回の米印協定に対し、インド周辺地域を不安定にさせ、核兵器競争を煽っていると抗議している。

<インドの左翼政党による反対>

一方、インドでは連立政権に影響力を持つ共産党など左翼四政党が、ヘンリー・ハイド法が対イラン政策においてインドが米国に同調することを求めている点、また協定が今後のインドによる核実験を制限している点などを挙げ、インドの外交政策の独立性および核実験の能力が危険にさらされるとして、米国との原子力協定に反対。インドでは、米印原子力協定への議会の承認は必要とされていないが、左翼四政党が政権への協力を解消することになれば、現政権崩壊の可能性も指摘され、反対意見は無視できない。

<日本の対応>

訪印した安倍首相が 8 月 22 日にシン首相と会談した際、シン首相が米国との原子力協定へ支持を求めたのに対し、安倍首相は「唯一の被爆国として、核不拡散体制への影響を注意深く検討する」と協定への支持を保留した。原爆の悲惨な記憶が残る日本国内での核拡散への反発と米国インド両国からの協力要請との板ばさみになり、これまで態度をあいまいにしてきた日本政府も、NSG のガイドライン変更は参加国 45 カ国のコンセンサスで決定を行うため決断しなければならない。

<慎重な議論が望まれる>

深刻なエネルギー問題を抱える人口 10 億人のインドにとって原子力開発は重要な解決策になる。Uranium Information Center によれば、現在インドの電力のうち 2.6%が原子力であるが、



2050年までに25%に拡大すると予想されている²。また、インドにおいて原子力発電がすすめば、人口の多さから温室ガス減少への貢献も大きく、環境面での効果も無視できない。さらに、経済面でも政治面でもアジア地域におけるプレゼンスを拡大しているインドとの親密度を深めることにより、米国の国益を優先させようという思惑から締結に至った同協定であるが、米国内からは譲歩しすぎとの批判もあり、今後の道のりは平坦ではない。

原子力協定締結まで2年をかけたと言えども、ブッシュ政権が残り少ない任期中に何らかの成果を挙げようと妥協案に飛びついた感が否めない。同協定は核問題を含むだけに全世界に影響を及ぼす。ブッシュ政権が得意とする押しの手ではなく、冷静に議論を進めるよう議会に期待したい。

インドが反米親ソ連路線だった冷戦時代は今は昔。経済関係での米印の親密さは、米国の夜に製品のcustomer service番号に電話するとインドのコールセンターが応答する、米国のソフトウェア開発のかなりがインドにアウトソースされているなど実例はいくらでもある。米国のMBA応募者のうち、国外で最多はインドである。経済関係のみならず、原子力協定での米政権の譲歩の背景には、インドの隣国パキスタンがいまやテロリスト訓練地になっているなど、安全保障上の視点があるのは間違いない。本件が米国の国益のみならず、世界に及ぼし得る影響は小さくない。

(担当：龍野裕香)

(e-mail address : ytatsuno@us.muftg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.muftg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在員事務所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在員事務所長、あるいは担当者にご連絡ください。

² Uranium Information Center. "Nuclear Power in India." September 2007. <http://www.uic.com.au/nip45.htm>